様式第４号その１(第８条関係)

収入

特設配水管布設契約書

印紙

相馬地方広域水道企業団(以下「甲」という。)と新規開発地に給水を申込む

(以下「乙」という。)は、開発地に布設する次の配(給)水管工事について、その設計、施工、及び費用の負担、並びに工事竣工後の施設の帰属及び維持管理等に関し、下記のとおり契約を締結する。

１　名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

２　場所

３　予定工期　着工　　　　年　　月　　日

竣工　　　　年　　月　　日

４　施設内容

記

(基準と目的)

第１条　本工事は、相馬地方広域水道企業団給水条例並びに相馬地方広域水道企業団開発行為等取扱規程に基づき、乙の申請する新規開発地に対する給水に必要な施設を建設することを目的とする。

(工事の施行)

第２条　本工事は、乙が行うものとし、設計、監督及び検査は甲が行う。

２　工事の施工は、甲の指定する業者の内から施工業者を選定し工事承認願を提出し、甲の承認を得て着工するものとする。

(費用の負担)

第３条　乙は、工事費のほかに次の費用を負担する。

１　事務費　　実施設計額×６／１００

２　施設整備負担金　　金　　　　　円

２　前項の負担金に千円未満の端数が生じたときは切捨てる。

(負担金の納入)

第４条　負担金は前納とし、乙は、甲の発行する納入通知書により指定金融機関に納入するものとする。

(着工前の確認)

第５条　甲は工事着工前に、乙立会のうえ現地を確認しなければならない。

(竣工の通知)

第６条　甲は、本工事の検査終了後、乙に対して竣工の通知をするものとする。

(施設の帰属及び維持管理)

第７条　本工事により建設した施設は、工事竣工と同時に甲に帰属するものとし、その後の維持管理は甲が行う。

２　前項の場合であっても竣工後舗装工事等に関連して起きる仕切弁、消火栓等の調整工事が発生したときは、甲はこれに要する費用を別に乙に対して請求することができる。

(疑義)

第８条　この契約書に定めのない事項又は疑義等については、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約書の締結を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　年　　月　　日

住所　福島県相馬市大野台二丁目３番地の５

甲　　　　相馬地方広域水道企業団

氏名　企業長　　　　　　　　印

住所

　　　　　　　　　　　乙

氏名　　　　　　　　　　　　印